

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(更正の手続)</p> <p>7 の 16—2 法第 7 条の 16 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の手続は、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 納税申告に係る税額の納付前における更正の場合には、更正前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替える。ただし、法第 9 条の 4 ただし書に規定する財務省令で定める方法（税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。後記 9 の 4-3 及び 9 の 4-4 において「税関手続オンライン化省令」という。）第 6 条第 1 号に規定する方法に限る。以下この章において同じ。）による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号知情報」を送達し、更正前の税額に係る納付書があるときは、これを提出する。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p>	<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(更正の手続)</p> <p>7 の 16—2 法第 7 条の 16 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の手続は、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 納税申告に係る税額の納付前における更正の場合には、更正前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替える。ただし、法第 9 条の 4 ただし書に規定する財務省令で定める方法（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。後記 9 の 4-3 及び 9 の 4-4 において「税関手続オンライン化省令」という。）第 6 条第 1 号に規定する方法に限る。以下この章において同じ。）による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号知情報」を送達し、更正前の税額に係る納付書があるときは、これを提出する。</p> <p>(4)～(6) (同左)</p>